

春日井市暴力行為及びストーカー行為等による被害者に対する住民
基本台帳事務に係る支援措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴力行為等の被害者（以下「被害者」という。）の保護を図るため、当該暴力行為等の加害者（以下「加害者」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の請求に対する住民基本台帳事務に係る支援措置（以下「支援措置」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 住民票の写し等 法に規定する閲覧、住民票の写し、除票の写し、住民票記載事項証明書、除票記載事項証明書、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しをいう。
- (2) 暴力行為等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 配偶者からの暴力行為（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力行為をいう。）
 - イ ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第6条に規定するストーカー行為をいう。）
 - ウ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）
 - エ その他市長が定める行為

(支援措置の要件)

第3条 支援措置を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市に戸籍があり戸籍の附票に記載されている者のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、加害者と同一の住所を有する者については、この限りでない。

(1) 次に掲げる機関（以下「相談機関等」という。）のいずれかに保護を受けたい旨の申出をした者で、更なる暴力行為等を受けるおそれがあることを相談機関等により確認したもの

ア 警察

イ 配偶者暴力防止法第3条第1項及び第2項に規定する配偶者暴力相談支援センター

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に規定する福祉に関する事務所

(2) 裁判所の発行する保護命令決定書の写し又はストーカー規制法に基づく警告等実施書面等を持参した者

2 前項に規定する者のほか、第6条の規定により支援措置の承認を受けた者（以下「支援措置対象者」という。）の現住所が明らかになるおそれがある場合又は、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）で受け付けられていないときに限り、支援措置を受けることができる。

（支援措置の申出）

第4条 支援措置を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、住民基本台帳事務における支援措置申出書（第1号様式。以下「申出書」という。）に前条第1項各号のいずれかに該当することを確認できるものを添えて、自ら（申出者が申出書を自ら市に提出できない正当な事由がある場合は、代理人）市に提出しなければならない。ただし、申出者が15歳未満の者の場合は法定代理人が、申出者が成年被後見人の場合は成年後見人が、申出書を市に提出

しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童虐待の被害者の場合は、児童相談所の長又は被害者の監護に当たる児童福祉法第7条第1項の児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業（同法第6条の3第8項の小規模住居型児童養育事業をいう。）を行う者（次条第4項において「児童相談所長等」という。）を当該被害者の代理人として申出を行うことができる。
- 3 申出者は、加害者が配偶者暴力防止法に規定する保護命令の相手方である場合は、申出書に裁判所の発行する証明書を添付しなければならない。
- 4 申出者は、申出者と同一の住所を有する者について、併せて支援措置を求める場合には、申出書により申出をしなければならない。
- 5 申出者は、他の市町村に対しても併せて支援措置を求める場合には、申出書により申出をしなければならない。

（本人確認）

第5条 市長は、申出者に対し、個人番号カード、運転免許証等の顔写真付きの身分証明書の提示を求める等の方法により、本人確認を行う。

- 2 前条第1項前段の規定により代理人が申出書を提出する場合にあっては、市長は、申出者が申出書を自ら提出できない正当な事由が記載された委任状の提出を求めるとともに第1項の規定に準じて申出者及び代理人の本人確認を行う。
- 3 前条第1項ただし書の場合にあっては、法定代理人にあっては戸籍謄本その他その資格を証明する書類（本市が管理する戸籍簿で法定代理人であることが確認できる場合は、不要）、成年後見人にあっては当該成年後見に関する登記事項証明書その他その資格を証明する書類の提示を求め、当該資格の確認を行うとともに前項の規定に準じて法定代理人又は成年後見人の本人確認を行う。
- 4 前条第2項の場合にあっては、市長は、当該被害者の監護等をしている事実を確認するに足る書類の提示を求め、第1項の規定に準じて児童相談所長等の本人確認を行う。

(支援措置の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による申出があった場合は、支援措置の必要性の有無を決定し、住民基本台帳事務における支援措置承認・不承認通知書（第2号様式）により、当該申出者に通知する。

(関係する市町村長への送付)

第7条 市長は、第4条の規定による申出があった場合で、支援措置の必要性があると認めるときは、当該申出について併せて記載された申出書の写しを関係する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に送付する。

(送付があった場合における支援措置の必要性の確認等)

第8条 他の市町村から申出書の写しの送付があった場合は、当該市町村が支援措置の必要性があることを確認したときは、本市における支援措置の必要性もあることとする。ただし、除票又は戸籍の附票の除票について保存年限経過により廃棄をした場合等支援措置の必要がないことを確認したときには、その旨を申出者に通知するものとする。

(支援措置の期間)

第9条 支援措置の期間は、支援措置の承認を連絡した日から起算して1年とする。

(申出内容の変更)

第10条 支援措置対象者は、申出書の内容に変更（本市から他の市町村への住所移転による変更を除く。）が生じたときは、住民基本台帳事務における支援措置申出内容変更届（第3号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、必要に応じ、関係する市町村長に当該変更届の写しを送付する。

(支援措置の延長)

第11条 支援措置対象者は、第9条の期間後引き続き支援措置を受けようとするときは、当該期間終了の1月前から終了の日までに、支援措置対象者自ら市に申出をしなければならない。

2 前項の規定による申出は、第3条から第5条までの規定を準用する。この場合において、第3条第1項第1号中「相談機関等により」とあるのは、「相談機関等又は春日井市健康福祉部地域福祉課により」と読み替えるものとする。

3 第1項の申出により延長される支援措置の期間は、前回の支援措置期間終了日の翌日から1年間とする。

(支援措置の終了)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援措置を終了する。

(1) 支援措置対象者から支援措置の終了を求める旨の申出を受けたとき。

(2) 支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき。

(3) その他、市長が支援措置の必要がなくなったと認めるとき。

2 前項第1号の申出は、住民基本台帳事務における支援措置終了届（第4号様式）によるものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援措置を終了したときは、支援措置対象者に住民基本台帳事務における支援措置終了通知書（第5号様式）により通知するとともに、関係する他の市町村長に通知する。

(支援措置対象者と同一の住所を有する者に対する支援措置の延長等)

第13条 支援措置対象者と同一の住所を有する者に対する支援措置は、当該支援措置対象者に対する支援措置の延長又は終了に伴い、延長又は終了する。

(支援措置の内容)

第14条 市長は、支援措置対象者に係る住民票の写し等（支援措置対象者に係る部分に限る。）の閲覧又は交付について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるように取り扱うものとする。

(1) 加害者又は加害者若しくは第三者から委任を受けた者により請求がなされた場合 請求を拒否する。

(2) 支援措置対象者本人から請求がなされた場合 第5条第1項に準じて本人確認を行う。

(3) 前2号に掲げる者以外の国又は地方公共団体等の官公署及び弁護士等によ

る職務上の請求がなされた場合 第5条第1項に準じて本人確認を行うとともに、提出先、使用目的、使用事務等を適宜確認し、被害者の住所情報が加害者に漏れるおそれがないことを確認する。ただし、市長が確認を不要と認めるときはこの限りでない。

(ストーカー規制法等の適用者以外の者への支援)

第15条 市長は、第3条の規定に該当しない者で、支援措置の申出をするものに対して、特に該当申出をする者の生命又は身体に危害を与えるおそれがあり、該当申出をする者に危害を加えようとする者が、その住所を検索する目的で住民票の写し等の交付請求を行うおそれがあることを、相談機関等又はその他公共機関に照会し、確認ができたときは、支援措置を行うものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市暴力行為及びストーカー行為等による被害者に対する住民基本台帳事務に係る支援措置に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市暴力行為等の被害者に対する住民基本台帳事務に係る支援措置に関する要綱の規定にかかわらず、当分の

間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成26年1月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市暴力行為及びストーカー行為等による被害者に対する住民基本台帳事務に係る支援措置に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市暴力行為及びストーカー行為等による被害者に対する住民基本台帳事務に係る支援措置に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。